

八雲町公用スマートフォン導入事業 仕様書

令和7年4月

八雲町

目次

1	概要	3
1.1	事業の名称	3
1.2	事業の目的	3
1.3	業務履行期間	3
1.4	業務履行場所	3
2	前提条件	3
3	要件範囲	4
3.1	業務の概要	4
3.2	機器・サービス要件	4
3.2.1	クラウド PBX	4
3.2.2	FMC	5
3.2.3	スマートフォン	6
3.2.4	折り畳み携帯	6
3.2.5	IP 固定電話	7
3.2.6	アプリケーション・ソフトウェア【別途調達】	7
3.2.7	通信回線	7
3.3	設計及び設定	7
3.4	試験	8
3.5	運用保守	8
3.6	操作研修	8
4	特記事項	9
4.1	通信契約者等の条件	9
4.2	契約不適合責任	9
4.3	秘密保持	9
4.4	権利譲渡等の制限	9
4.5	その他	9
	(別紙1) 拠点及び既設電話回線等一覧	10

1 概要

1.1 事業の名称

八雲町公用スマートフォン導入事業

1.2 事業の目的

本町は現在、新庁舎の建設移転を計画しているが、現庁舎で使用中の電話交換設備（以下、「現行 PBX」という。）は経年により保守の延長が不可能な状態であり、新庁舎移転前の段階での機器更新が課題となっている。また、新庁舎では職員の座席を固定せずに自由な座席で執務を行う「フリーアドレス」を導入することから、従来の固定電話機による内外線通話を廃止し、スマートフォンを貸与することによる携帯電話内線サービス（以下、「FMC」という。）の導入が必要となったものである。

なお、本事業により導入するスマートフォンは、単に電話機として利用するだけでなく、Microsoft 365 等のクラウドサービス利用やテザリングによる通信といった機能を活用することで、本町の DX 推進に役立てようとするものである。

1.3 業務履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 19 日まで

1.4 業務履行場所

別紙 1 のとおり

2 前提条件

本業務委託の履行にあたっての前提条件は、以下のとおりとする。

- ① クラウド型の電話交換設備（以下、「クラウド PBX」という。）により、内線網を構築すること。なお、現行 PBX を引き続き利用することは不可とする。
- ② FMC については携帯電話事業者のインフラを利用する方式（いわゆる「キャリア FMC」）を採用することとし、インターネット回線を介して利用する方式（いわゆる「アプリ FMC」）は不可とする。
- ③ 本事業により調達するスマートフォン及び折り畳み携帯（以下、「モバイル端末」という。）は月額レンタルとする。
- ④ 職員に対してスマートフォンを貸与し、運用開始後は従来の固定電話の利用は原則廃止とする。ただし、現在利用中の FAX については継続利用を行うこと。
- ⑤ 本業務で構築するサービスの利用料は、別途携帯回線契約により端末レンタル料等を一

括し、月々の携帯電話使用料として請求すること。

- ⑥ 本業務で構築するサービス環境は、利用開始から5年以上のサービス提供ができること。

3 要件範囲

3.1 業務の概要

- ① FMC サービス環境構築作業
スマートフォン（FMC 利用端末）による内線電話網の構築作業を行う。
- ② クラウド PBX との接続環境構築作業
上記①とクラウド PBX との接続に係る回線及びゲートウェイ等のネットワーク機器調達、設定作業を行う。
- ③ FMC 利用端末の調達作業
上記①の環境で利用するモバイル端末、IP 固定電話の調達に係る調整を行う。なお、納品スケジュールはあらかじめ本町と協議のうえ決定することとし、初回キitting作業に係る費用は、本業務の費用に含む（初期費用として請求する）こととする。
- ④ FMC サービスサポート体制の構築
本サービスの提供に係るヘルプデスク、障害窓口等の一元化のためのサポート体制を確立する。

3.2 機器・サービス要件

以下に機器・サービス要件を示すが、数量についてはあくまで目安であり、事業者の提案内容により増減することについては妨げない。

3.2.1 クラウド PBX

項目	仕様	備考
構成	<ul style="list-style-type: none">・ 各種機器や回線故障時に機能停止を伴わないよう冗長構成とすること。・ 5年以上のサービス実績かつ自治体への導入実績を有すること。・ ソフトウェアベースとし、バージョンアップはメーカーで行っていること。・ データセンターは日本国内にあること。・ アクセス回線を別途調達したうえで運用すること。・ 庁内に設置する機器に関しては、故障時にサービス利用が継続できるような冗長構成等の対策を実施すること。・ 故障機器は、先出しセンドバック方式またはオンサイト駆けつけ保守にて機器交換が行われること。	

発着信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内線及び外線の発着信ができること。 ・ 外線着信時、外線番号を割り当てた折り畳み携帯または IP 固定電話が同時に鳴動すること。 ・ 特番操作ができること。 ・ 発着信できない番号を設定し、発着信を規制すること。 ・ 発着信履歴から相手先を選択して発信ができること。 ・ 公衆網については現地にて収容して番号が変わらないこと。 	
転送機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内線通話及び外線通話の転送ができること。 ・ 通話中に転送ができること。 ・ 転送先の応答がない場合、通話を引き戻せること。 ・ 転送操作後は、転送元と転送先が通話状態となり、その後、転送元の追加操作により通話が転送されること。 ・ 着信時に一定時間無応答の場合、あらかじめ登録した別の番号へ自動転送できること。 	
保留	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーク保留中の通話を別の固定電話機から再開できること。 ・ パーク保留のグループは複数作成できること。 	
ガイダンス	スケジュールで自動応答のガイダンスを流せること。	
設定変更	内線番号やグループ着信等の設定は、本町の管理者が WEB 上にて実施できることとし、変更内容は、即時にクラウド PBX 上へ反映されること。	
保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害が確認された場合は、直ちに復旧のための対策を実施すること。 ・ 関連機器、ソフトウェアに関して有償の更新作業が見込まれる場合は、停止時間の詳細を含め、1 か月以上前に申告すること。 ・ リモート接続で障害対応等の保守ができること。保守をリモート接続で行う場合は、外部から隔離された回線及び通信機器を受託者が負担すること。 	
現行 PBX の収容回線	別紙 1 のとおり	

3.2.2 FMC

項目	仕様	備考
通話・発着信	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラウド PBX と連携し、各拠点において IP 固定電話とモバイル端末間で内線通話が可能であること。 ・ モバイル端末同士の通話において、AMR-WB に対応して 	

	<p>いること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モバイル端末からの発信可能桁数が最大 20 桁であること。 ・ あらかじめ決めた代表番号に着信があった場合、グループ内の通話中ではない端末を選んで着信できること。 ・ 内線呼び出し時において、発信端末の内線番号を着信端末に通知し、着信履歴により折り返して発信ができること。転送時も内線番号を通知できること。 	
転送機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 固定電話及びモバイル端末から、次の転送機能でモバイル端末に通話を転送できること（転送特番の指定）。 保留転送・無条件転送・応答遅延転送 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ モバイル端末故障時は、SIM カードの入替え等にて同等端末へ容易に移行できること（電話帳・端末固有設定を除く）。 ・ 内線番号通話は、定額料金（基本料金内）で利用できること。 ・ 0A0 番号を利用した通話は全ての端末で定額とすること。ただし、国際ローミング通話料、国際電話通話料、衛星電話サービス、おしらバダイヤル、0180、0570 など他社が料金設定している番号への通話料、番号案内（104）等は、無料通話の対象外として認める。 ・ 契約満了時には、関連機器を引き取り端末に保有されている情報を消去して処分すること。 	

3.2.3 スマートフォン

区分	項目	仕様	数量
端末本体	機種指定	Apple 社 iPhone 64GB 以上	280 台
	カラー	不問とする	
	付属品	電源ケーブル、電源アダプター	

3.2.4 折り畳み携帯

区分	項目	仕様	数量
端末本体	本体	液晶画面を有し、カメラを内蔵すること。	53 台
	カラー	不問とする	
	付属品	電源ケーブル・電源アダプター、卓上充電器 付属であること	
	その他	遠隔ロックや遠隔初期化に対応しており、 クラウド電話帳を使用できること。	

3.2.5 IP 固定電話

区分	項目	仕様	数量
端末本体	画面	液晶ディスプレイを有すること。	10 台
	電話帳	電話帳機能を有すること。	
	通話録音	本体または外部機器を用いて録音が可能であること。	
	電源	PoE からの電源供給も可能であること。	
	その他	クラウド PBX と連携可能であること。 利用に必要な LAN 配線やネットワーク機器についても本調達に含めること。	

3.2.6 アプリケーション・ソフトウェア【別途調達】

項目	仕様	備考
MDM	八雲町が別途調達予定であり、 本事業では調達対象外 とする。 調達予定製品名：SKYSEA Client View	
IDaaS (電子証明)	八雲町が別途調達予定であり、 本事業では調達対象外 とする。 調達予定製品名：SeciossLink	
特記事項	<ul style="list-style-type: none">別途調達とするアプリケーション・ソフトウェアに関して、端末への初期導入を行う際はサポートする体制を整え、提案すること。	

3.2.7 通信回線

項目	仕様	備考
通信容量	一端末当たり、スマートフォンは 10GB/月以上、折り畳み携帯は 1GB 以上/月の利用ができること。なお、データ通信量が規定の容量を超えた場合又は上限データ通信量を超えた場合でも低速での通信が行えること。	
電波強度	<ul style="list-style-type: none">端末の利用が想定される箇所において電波強度の机上でのエリア調査を実施し、調査結果を報告すること。電波が入りにくい場合は、本町と協議の上、速やかに電波の改善対策を実施すること。	

3.3 設計及び設定

既存の電話環境を踏まえ、踏襲するところと最適化するところを本町と協議のうえ、適切に設計および設定内容を決定すること。

3.4 試験

① 試験範囲

受注者が設置・設定する端末の正常稼働を保証するため、必要な動作確認を行うこと。

② 試験実施計画の作成

受注者は、試験の実施方法等を記述した試験計画書を作成のうえ、あらかじめ本町の承認を得ること。なお、試験計画については運用時に想定される全てのケースを洗い出し、試験仕様書を作成すること。

③ 試験方法

試験仕様書に基づき、ネットワーク接続試験を含めて実施し、すべて合格すること。試験結果は、試験結果報告書として取りまとめ、本町へ提出すること。

3.5 運用保守

① 運用サポート

ヘルプデスクを開設のうえで運用サポートを行うこと。なお、対応は平日の 9 時から 17 時まで（可能であれば 8 時 30 分から 17 時 15 分までの開庁時間）とし、電子メールのほか電話での問い合わせにも対応すること。

② 保守

モバイル端末に関しては、故障時にも円滑に業務を進められるような対応（先出しセン
ドバック方式等）が望ましい。

3.6 操作研修

管理者や職員を対象とした操作研修を実施すること。研修の内容、方法、スケジュール等についての詳細は、事前に本町と協議のうえで進めること。

① 内容

管理者向け：端末管理方法等

職員向け：端末、内線電話の操作説明等

② 開催回数

管理者向け、職員向けともに 1 回以上

③ 開催方法

原則、対面形式での研修実施を想定しているが、詳細については受託者決定後に本町と協議のうえで決定すること。

4 特記事項

4.1 通信契約者等の条件

移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者で、本町内において移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用しているものとする。

4.2 契約不適合責任

受注者は、納入した製品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものは、手直しまたは取り替えの義務を負うものとする。

4.3 秘密保持

- ① 本事業の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- ② 本事業の遂行の過程で得られた記録等を含む成果物を本町の許可無く第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- ③ 本事業の遂行のために本町が提供した資料及びデータ等は、本事業以外の目的に使用しないこと。また、これらの資料及びデータ等は、契約終了までに本町に返却すること。

4.4 権利譲渡等の制限

受注者は、契約に係る権利または義務を本町の承認を得なければ第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

4.5 その他

- ① 契約及び支払行為は、本町と受注者との間で行う。
- ② 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するものとする。
- ③ 契約の締結に関する費用は、受注者の負担とする。
- ④ 物品には管理番号やその他必要な事項を記載したラベルを添付すること。
- ⑤ 機器の納入については、所定の位置に速やかに行うとともに、機器の搬入には細心の注意を払うこと。また、建物に破損が生じた場合、修理に要する費用は受注者の負担とすること。
- ⑥ 仕様書記載の項目または必要な事項が生じた場合は、本町と協議すること。

(別紙1) 拠点及び既設電話回線等一覧

No.	拠点名	回線種別	固定電話番号	No.	拠点名	回線種別	固定電話番号
1	役場本庁	ひかり電話	0137-62-2111	28	公民館（教育委員会・郷土資料館）	アナログ	0137-63-3131
2		ひかり電話	0137-62-2112	29		アナログ	0137-63-3132
3		ひかり電話	0137-62-2113	30		アナログ	0137-63-3133
4		ひかり電話	0137-62-2114	31		アナログ	0137-63-4179
5		ひかり電話	0137-62-2115	32		INS64	0137-63-3130
6		ひかり電話	0137-62-2116	33	総合体育館（体育課）	ひかり電話	0137-62-2141
7		ひかり電話	0137-62-2117	34	図書館	アナログ	0137-62-2507
8		ひかり電話	0137-62-2203	35		アナログ	0137-62-2516
9		ひかり電話	0137-62-2226	36	学校給食センター	INS64	0137-62-2801
10		ひかり電話	0137-62-2300	37		INS64	0137-62-4801
11		ひかり電話	0137-62-2388	38	落部町民センター（落部支所）	INS64	0137-67-2231
12		ひかり電話	0137-63-2020	39	消防本部	INS64	0137-63-2686
13		INS64	0137-62-2120	40		INS64	0137-64-2333
14		INS64	0137-62-2139	41	消防落部出張所	ひかり電話	0137-67-2049
15		INS64	0137-62-4416	42	熊石消防署	アナログ	01398-2-3393
16		INS64	0137-62-2149	43		アナログ	01398-2-2010
17		INS64	0137-62-2110	44	噴火湾パノラマパーク（公園緑地推進室）	ひかり電話	0137-65-6030
18		アナログ	0137-62-2118	45	熊石総合支所	アナログ	01398-2-3111
19		アナログ	0137-62-2433	46		アナログ	01398-2-3112
20		アナログ	0137-64-3355	47		アナログ	01398-2-3113
21	アナログ	0137-64-2111	48	アナログ		01398-2-3397	
22	アナログ	0137-62-4036	49	アナログ		01398-2-3497	
23	アナログ	0137-64-2112	50	アナログ		01398-2-3498	
24	アナログ	0137-62-4039	51	アナログ		01398-2-3670	
25	子ども発達支援センターひまわり	INS64	0137-63-4622	52	くまいし保育園	アナログ	01398-2-3553
26	八雲地域包括支援センター	INS64	0137-65-5001	53	海洋深層水総合交流施設（産業課）	ひかり電話	01398-2-2300
27	子育て支援センタースマイル	ひかり電話	0137-62-2573	54	熊石地域包括支援センター	アナログ	01398-2-2365